

## 議案第1号

### 愛西市駅前広場等管理条例の制定について

愛西市駅前広場等管理条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、愛西市が設置する駅前広場等の管理に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

# 愛西市条例第 1 号

## 愛西市駅前広場等管理条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 駅前広場（第 3 条 第 1 2 条）

第 3 章 タクシープール（第 1 3 条 第 2 3 条）

第 4 章 雑則（第 2 4 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、愛西市が設置する駅前広場（以下「駅前広場」という。）及び一般乗用旅客自動車待機場（以下「タクシープール」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、駅周辺の環境整備と都市景観の向上を図るとともに、安全かつ円滑な交通を確保することを目的とする。

##### （施設）

第 2 条 前条の施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

2 施設の区域は、市長が別に告示するものとする。

#### 第 2 章 駅前広場

##### （行為の禁止）

第 3 条 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第 1 項又は第 2 項の許可に係るものについては、この限りでない。

（ 1 ） 正当な理由なく駅前広場を占拠すること。

（ 2 ） 駅前広場の一般の利用を妨げること。

（ 3 ） 車両を乗り入れ、又は駐車すること。

（ 4 ） 駅前広場又はその附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失すること。

（ 5 ） はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

（ 6 ） たき火をし、又は火気を使用すること。

( 7 ) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をすること。

( 8 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が駅前広場の管理上支障があると認める行為をすること。

( 行為の制限 )

第 4 条 駅前広場において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

( 1 ) にぎわいの創出又は文化の振興に寄与すると認められる催事その他これに類する催しを行うこと。

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認める行為をすること。

2 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が駅前広場の一般の利用を妨げるおそれがないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可をすることができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の許可に、必要な条件を付することができる。

5 第 1 項又は第 2 項の許可を受けようとするものは、その実施に当たり道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による許可が必要な場合は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。

( 権利の譲渡等の禁止 )

第 5 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けたもの（以下「行為者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 行為の許可の取消し等 )

第 6 条 市長は、行為者又は駅前広場の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可を取り消し、又は行為の中止、原状回復若しくは駅前広場からの退去を命ずることができる。

( 1 ) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

( 2 ) 管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。

( 3 ) 詐欺その他不正な行為により行為の許可を受けたことが明らかになったとき。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する取消し等によって生じた損害について、市は、その責めを負わない。

( 駅前広場使用料 )

第7条 行為者は、別表第2に掲げる駅前広場使用料(以下この章において「使用料」という。)を納入しなければならない。

( 使用料の納入等 )

第8条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

( 使用料の減免 )

第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

( 原状回復義務 )

第10条 行為者は、許可を受けた行為を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

( 利用の禁止又は制限 )

第11条 市長は、駅前広場の管理上必要と認めるときは、区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

( 損害の賠償 )

第12条 行為者及び利用者は、駅前広場又はその附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

### 第3章 タクシープール

( 使用の許可 )

第13条 タクシープールを使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 市長は、前2項の許可に、必要な条件を付することができる。

( 許可の期間 )

第14条 前条第1項又は第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。

(使用の不許可)

第15条 市長は、第13条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、タクシープールの使用を許可しない。

(1) タクシープールを一般乗用旅客自動車運送事業の用に供さないとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) タクシープール又はその附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、タクシープールの管理上支障があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 第13条第1項又は第2項の規定による許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止、原状回復若しくはタクシープールからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する取消し等によって生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(タクシールール使用料)

第18条 使用者は、別表第3に掲げるタクシールール使用料(以下この章において「使用料」という。)を納入しなければならない。

(使用料の納入等)

第19条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別設備)

第20条 使用者は、タクシールールに特別の設備をしようとするとき又は特殊物品を持ち込もうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第21条 使用者は、タクシールールの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が原状に回復することが不相当と認めるときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第22条 使用者は、タクシールール又はその附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(道路法に基づく標識)

第23条 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

(1) 駐車料金の額

(2) 駐車することができる時間

(3) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

#### 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 別表第1（第2条関係）

#### 施設

名称	位置
藤浪駅前広場	愛西市諏訪町中島386番地1
勝幡駅前広場	愛西市勝幡町五俵入2266番地1
勝幡駅前タクシープール	愛西市勝幡町五俵入2243番地6

### 別表第2（第7条関係）

#### 駅前広場使用料

単位	期間	金額
1平方メートル	1日	23円

#### 備考

- 1 使用面積を算定する場合において1平方メートル未満の端数を生じたときは、これを1平方メートルに切り上げるものとする。
- 2 この表の規定により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

### 別表第3（第18条関係）

#### タクシープール使用料

名称	単位	期間	金額
勝幡駅前タクシープール	1区画	1年	72,000円

#### 備考

- 1 使用料を算定する場合において1年未満の端数を生じたときは、月

割をもって計算する。この場合において1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

- 2 この表の規定により算定した額に、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。